

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 松村孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 委託業務名 関東森林管理局構内電話設備保守業務  
※詳細については別紙契約書案および仕様書のとおり
- 2 履行期間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日
- 3 履行場所 前橋市岩神町四丁目16番25号 関東森林管理局
- 4 見積書等提出日時・場所  
・日時 令和8年3月16日(月) 13時00分まで  
・場所 関東森林管理局 経理課 企画係  
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25  
※郵便による提出を認めます。
- 5 提出書類
  - ・ 見積書  
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。  
見積書は封緘の上ご提出下さい。)
  - ・ 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し。
  - ・ 現在履行中又は直近3ヶ年度以内の電話設備保守業務等の実績証明となる契約書(写)。
  - ・ 本社、支社又は営業所が群馬県内に所在すること及び会社の業務内容を確認できる書面。※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<事業名> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 令和8年4月1日(予定)
- 7 契約条件等 契約条件については、別紙「契約書(案)」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- 8 必要な資格等
  - ・ 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において「建物管理等各種保守管理」の資格を有する者。
  - ・ 直近3ヶ年度以内の電話設備保守業務等の契約実績があること。
  - ・ 群馬県内に本社、支社又は営業所が所在すること。
- 9 その他
  - (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
  - (2) 契約条件については、別紙契約書案および仕様書のとおりとし、見積書を提出した場合は、これらを承諾したものとみなします。
  - (3) 本件契約の締結の条件は、令和8年度予算が成立し、予算示達された場合とします。また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡って全額での契約としますが、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とします。

担当:	経理課 企画係
電話:	027-210-1149
メール:	ks_kanto_keiri@maff.go.jp
	(経理課代表アドレス)

関東森林管理局構内交換電話設備保守契約書（案）

- 1 品名及び数量 別紙「数量内訳書」のとおり
- 2 保守料 ¥  
(内、消費税及び地方消費税の額¥ )  
但し、月額 ¥
- 3 契約期間  
自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日 1年間
- 4 設備設置場所 関東森林管理局
- 5 契約保証金 免除

上記の関東森林管理局構内交換電話設備（以下「設備」という）の保守について、支出負担行為担当官関東森林管理局長 松村 孝典を甲とし、請負人を乙として、下記条項により設備保守契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25  
支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 松村孝典

乙

## 条 項

第1条 この契約において、別紙仕様書に基づき、保守とは設備を常に完全な状態におくように、設備の清掃、点検、注油、調整及び修理することをいう。

2 前項の修理とは、設備の破損、摩耗等設備の設置場所で修理できる程度のことをいう。

第2条 甲又は甲の指定する職員は、設備に障害が生じた場合は、乙にその旨通知することとし、乙はその通知を受けたときは直ちに修理することとする。

第3条 乙は、前条の規定による通知の有無に関わらず、契約期間中において毎月第1週（休日を避けて）を目処に保守を行うこととする。

2 乙は、前条又は前項の規定により設備の保守を行う場合は、甲又は甲の指定する職員の立会を求め、保守の実行について検査を受けることとする。

第4条 乙は、設備の保守を行うに当たって修理部品を必要とする場合は、甲に見積書を提出し、承諾を受けてから当該部品を使用することとする。

2 前項の規定により使用した部品については、甲は適正と認める代金を乙の請求により、保守料とは別に支払うこととする。

第5条 保守料は、契約期間の各月末を以って締め切りを行い、乙は支払請求を行うことができる。甲は乙の支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うこととする。

2 甲が、天災その他不可抗力による理由のある場合を除き、前項に規定する期限までに保守料を支払わない場合は、甲はその期限の翌日から起算して支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うこととする。

第6条 乙は、設備の保守をする場合において、長時間を要すると認められるときは、予めその旨甲又は甲の指定する職員に申し出てその許可を得なければならない。

第7条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履

行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
  - (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 第13条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第10条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第 11 条 甲は、業務が完了しない間は、第 8 条又は第 9 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 12 条 甲は、第 8 条及び第 9 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

第 13 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第 14 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を継続することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第 15 条 第 13 条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第 13 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

第 16 条 第 8 条又は第 9 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 17 条 この契約により、乙が甲に支払うべき違約金その他の債務があるときは、保守料と相殺することとし、その支払うべき金額が不足するときは、その不足額を甲の発行する納入告知書により指定期限までに納入することとする。

第 18 条 この契約に定められていない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

第 19 条 この契約書に関し、甲乙の間に争いが生じたときは、甲乙協議して定める第三者の調停により解決することとする。

第 20 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第 21 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 22 条 第 2 条の甲の指定する職員は以下のとおりとする。

関東森林管理局 総務企画部 経理課 課長補佐

(特約事項)

別紙1のとおり

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 保守業務実施要領（仕様書）

関東森林管理局構内電話設備の保守業務は、本実施要領（仕様書）に基づき実施するものとする。

- 1 保守定期点検は、原則月 1 回とし、電話設備が常に良好な状態を保ち、電話使用に異常のないようその機能の保持に努めるための電話設備点検、手入れ、調整を行うもので、部品の交換、修理等の消耗品は含まないものとする。

その点検の際、電話機の軽微な設定変更を乙により依頼された場合は応じること。

ただし、通常の状態でないことを発見した場合、または定期点検以外に異常発生の連絡を受けたときは直ちに点検し、正常な状態に復帰させなければならない。

- 2 作業を行う者は、契約の機器類について知識的及び技術的に熟知した保守点検能力を有する者でなければならない。
- 3 乙は、交換機の保守点検項目について、保守業務開始の前に甲へ提案し、了承を得ることとする。乙は、了承を得た保守点検項目に基づき保守点検を行うものとし、作業内容確認のため実施結果を必ず保守点検報告書（任意様式）で、甲の指定する職員に報告するものとする。
- 4 作業に使用する機械器具及び諸材料は、契約の機器類を損壊することのない純正かつ適性良質のものを使用するものとする。
- 5 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。違反した場合は、損害賠償の責めを負う場合がある。

## 数量内訳書

項目	内容・仕様	数量	単位	単価	金額
保守料	定期保守：月 1 回含む	12	月		
<設備内訳>					
デジタル電子交換機	NEC 製 UNIVERGE SV8300 384 ポート	1	台		
局線設備	INS1500 回線	1	回線		
	ひかり回線	12	回線		
	IP Voice 回線	32	回線		
内線電話機	一般電話機	27	台		
	多機能電話機	169	台		